

# ○羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会会議規則

昭和 47 年 11 月 1 日教委規則第 1 号

最終改正 平成 27 年 7 月 13 日教委規則第 2 号

## 第 1 章 総則

**第 1 条** 委員会の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

**第 2 条** 会議の場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに教育長があらかじめ告示しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

**第 3 条** 委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎年 1 月、4 月、6 月及び 9 月に開会する。ただし、教育長が特別の理由があると認めるときは、変更することができる。

3 臨時会は、教育長が必要であると認めるとき、これを招集する。

4 法第 14 条第 2 項の規定に基づいて会議の招集の請求があったときは、臨時会を招集するものとする。

**第 4 条** 教育長は、会議に付議すべき議案の事前審議その他調査研究及び協議を要するものがあると認めるときは、委員協議会を招集することができる。

**第 5 条** 委員が欠席しようとするときは、あらかじめ教育長に届出なければならない。

**第 6 条** 委員の議席は、委員の任命があったつど教育長が会議に諮って、これを指定する。ただし、補欠委員の議席は、前任者の議席とする。

2 教育長は、必要があると認めるときは、会議に諮って議席を変更することができる。

3 議席には、氏名標を付する。

## 第 2 章 議事日程

**第 7 条** 教育長は、議事日程を作成し、あらかじめ委員に配布しなければならない。ただし、急施を要する場合は、これを省略することができる。

2 議事日程には、会議の場所、日時及び会議に付議すべき事件等を記載しなければならない。

**第 8 条** 教育長が必要と認めるときは、議事日程を変更することができる。

2 日程変更の動議があった場合は、会議に諮り、討論を行わないでこれを決めなければならない。

**第9条** 議事日程に定めた日にその記載事件について会議を開くことができなかつたとき、又は会議が終結しなかつたときは、教育長は、改めてその日程を定めなければならない。

### 第3章 会議

**第10条** 開会及び閉会は、教育長がこれを宣告する。

**第11条** 会議は、おおむね次の順序で行う。ただし、特別の場合はこの限りでない。

- (1) 開会
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 教育長及び委員の報告
- (4) 議事
- (5) その他
- (6) 閉会

**第12条** 教育長は、会議に付すべき事件を宣告しなければならない。

2 教育長が必要と認めたときは、数件を一括して議題とすることができる。

**第13条** 教育長は、必要に応じて関係職員を出席させることができる。

**第14条** 委員は、議案の修正及び議事の運営に関する動議を提出することができる。

**第15条** 動議を議題とするには、賛成委員がなければならない。

2 議事運営に関する動議は、直ちに議題としなければならない。

**第16条** 議題となった動議は、発議者においてこれを修正し、又は撤回することができない。

### 第4章 発言及び採決

**第17条** 発言しようとする者は、教育長の許可を受けなければならない。

2 2人以上の者が発言を求めた場合は、教育長は、先順位と認めるもの1人を指名して発言を許可しなければならない。

**第18条** 発言の内容がその趣旨に反すると認めたときは、教育長は、これを制止することができる。

**第19条** 教育長は、討論又は質問の終結を宣言しなければならない。

**第20条** 教育長は、採決しようとするときには、議題を宣言しなければならない。

**第21条** 前条の場合、議場に現存する教育長及び委員（以下「出席者」という。）は、表決に加わらなければならない。

**第22条** 採決の順序は、修正案を先とし、原案を後とする。

2 数個の修正案があるときは、その趣旨が原案に遠いものから順次採決する。

その区分が明瞭でないときは、教育長がこれを決める。

3 前項の決定に異議あるときは、教育長は会議に諮り、討論を行わないでこれを決めなければならない。

**第23条** 採決は、教育長が委員に対し、議題についての異議の有無を諮る方法によって行う。

2 教育長が必要があると認めるときは、挙手、記名及び無記名投票の方法により採決することができる。

**第24条** 投票を行うときは、教育長は、職員に所定の投票用紙を配布させなければならない。

2 出席者は、職員の氏名点呼に従い投票しなければならない。

**第25条** 教育長は、投票を点検して結果を宣言しなければならない。

2 教育長は、委員2名を立会人に指名して投票の点検に立会わせなければならない。

## 第5章 会議録

**第26条** 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会、閉会に関する事項
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議に出席した職員の職及び氏名
- (4) 教育長の報告の要旨
- (5) 議題及び議事の概要
- (6) その他教育長が会議において必要と認めた事項

2 公開しないこととなった会議の会議録は、前項に準じて別に作成しなければならない。

**第27条** 会議録には、教育長及び出席委員1名が署名しなければならない。

2 前項の署名委員は、教育長が会議において指名する。

**第28条** 教育長は前条第1項の規定による署名の後、これを公表するものとする。

#### **第6章 傍聴**

**第29条** 会議を傍聴しようとする者は、教育長の許可を得なければならない。

2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項、その他傍聴に関し必要な事項は、羽村・瑞穂地区学校給食組合議会傍聴規則（平成9年規則第1号）の例による。

#### **第7章 補則**

**第30条** 本規則の疑義は、会議に諮りこれを決める。

#### **附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則**（昭和55年4月17日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

**付 則**（平成7年2月1日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則**（平成21年10月7日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則**（平成27年7月13日教委規則第2号）

（施行規則）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により引き続き教育長が在職する間は、なお従前の例による。